



Makuake

株主の皆さまへ

株主総会当日における株主さまご自身の体調等をご勘案の上、ご来場いただきますようお願いいたします。
また、お土産のご用意はございません。

第12期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年12月12日（木曜日）午後1時
[受付開始 午後0時30分予定]

開催場所

東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 4階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR (2/3)

目次

第12期定時株主総会招集ご通知	5
株主総会参考書類	8
事業報告	18
計算書類	37
監査報告書	39

今生まれているもの、広がっているもの、残っているものは、世界中で日々、誰かによって取捨選択されているものです。

ただ、その取捨選択の決定が、拡大一辺倒な資本主義の論理や、一部の強力な政治の論理等によりのみ決定することが益々増え、本当に生まれるべきものが生まれ、広がるべきものが広がり、残るべきものが残っているかということ、残念ながら大きくかけ離れているのが今の世界だと思えます。

皆が自分の力を、望むものの誕生や広がりや残していくことに、もっともっと投入していくことができれば、生まれるべきものが生まれ、広がるべきものが広がり、残るべきものが残る世界は実現していくと我々は考えており、そのために、もっともっと世界はつながれるはずだと信じています。

我々が目指すビジョンの実現のために、これからも当社は世界をつなぎ、アタラシイを創り続けます。

Vision

マクアケが実現したいこと

生まれるべきものが生まれ
広がるべきものが広がり
残るべきものが残る世界の実現

Mission

マクアケの使命

世界をつなぎ、
アタラシイを創る

株主の皆さまへ



平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第12期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

世界的パンデミックが過ぎ去ったや否や、原材料高や円安によりエンドユーザー向けメーカーの経営難易度が上がったことに加え、これらを背景とする物価高騰が生活者の消費意欲に影響し、我々がお取引させていただいているプロジェクト実行者の多くにとって苦しい時期が続いています。

ただし、そのような環境だからこそ、より付加価値の高い新商品や新サービスの創出に挑戦する実行者マインドの向上も生まれており、我々はプロジェクト実行者を含む日本の事業者のチャレンジ精神を後押しすべく、常に変遷していく時代のトレンドを先取る旗艦事業Makuakeを中心に事業者のサポートを続けています。

このような状況下で、当社は、コロナ禍で急増したコストや昨今の物価高、円安による海外サービスのコスト増等により悪化した収益バランスに対し、コストの最適化に加え、サービス強化を通じた付加価値提供による売上向上等を講じ、収益構造の改善を推進しました。その結果、第4四半期においては営業利益の黒字化を達成し、今後一層事業を成長させていくための施策を打ちやすい土台づくりが大きく進んだ一年となりました。

同時に、データベースを活用した各種サービスの設計、テストランニングを通じて、誠実な事業者の挑戦を後押しするサービスの創出も進んでおり、次なる企業成長に向けた新しい戦略が走り出しています。

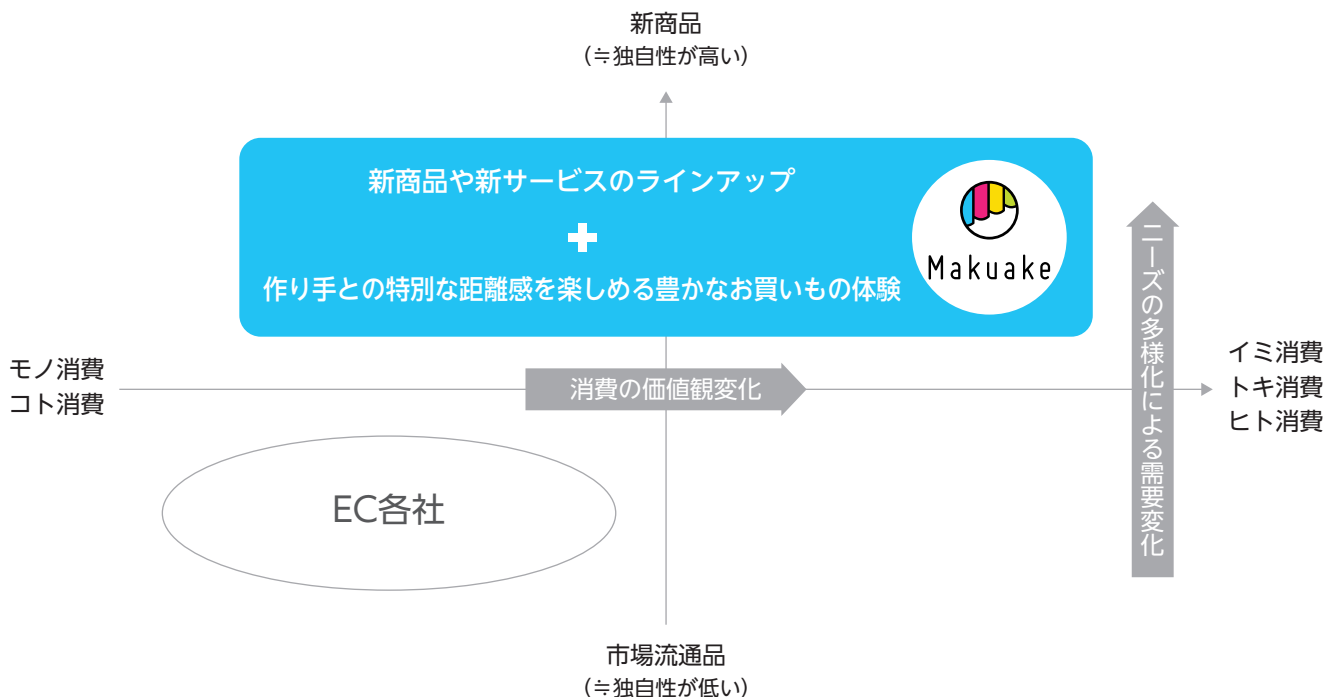
今後、より一層、新しい挑戦に欠かせない企業及びサービスとなるために今まで以上に経営の意思決定の質とスピードを加速化できる組織改変を行い、提供価値を高めていきます。また、次の一年も我々のビジョンである「生まれるべきものが生まれ 広がるべきものが広がり 残るべきものが残る世界の実現」に向けて、精進していきます。

引き続き株主の皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 中山 亮太郎

マクアケサービスが提供している特別な価値

生活者における消費の価値観がモノやコト消費からイミ/トキ/ヒト消費に移行しています。
Makuakeが提供している特別な購入体験をより充実させ、将来にかけて、さらに強力な競合優位性
にしていきます。



流通市場におけるマクアケサービスの生態系

新商品や新サービスの企画からマーケットデビュー、量産後の売上規模拡大までをサポートすることで、各種マーケットデータを蓄積し、事業者には次の新商品へのヒントを、生活者には新しいものを提供し続けています。



株主各位

証券コード 4479
2024年11月20日
(電子提供措置の開始日2024年11月14日)
東京都渋谷区渋谷二丁目16番1号

株式会社マクアケ

代表取締役社長 中山 亮太郎

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第12期定時株主総会招集ご通知」及び「第12期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト <https://www.makuake.co.jp/ir/information/shareholdersmeeting/>
東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(東証上場会社情報サービス) 上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード(4479)を入力・検索し、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日の出席に代えて、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、6頁及び7頁に記載のご案内に従って、2024年12月11日(水曜日)午後7時00分までに議決権を行使くださいますようお願いいたします。

敬 具

記

1 日 時	2024年12月12日(木曜日) 午後1時(受付開始:午後0時30分予定)
2 場 所	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR 4階 赤坂インターシティコンファレンス the AIR (2/3)
3 目的事項	報告事項 第12期(2023年10月1日から2024年9月30日まで) 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款の一部変更の件 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
4 議決権行使についてのご案内	6頁及び7頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト上に修正前後の内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項の内、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、株主さまにお送りする書面には記載していません。なお、当該書面は監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。

インターネットによる事前の議決権行使のご案内

スマートフォン等による「スマート行使[®]」の手順

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP 1 QRコード[®]を読み取る

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード[®]」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



STEP 2 画面の案内に従って賛否をご入力ください

スマート行使[®]による方法での議決権行使は1回に限ります。行使内容を修正される場合には、下記の「パソコンによる議決権行使の手順」をご確認ください。

パソコンによる議決権行使の手順

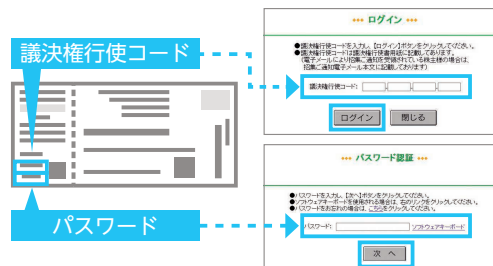
STEP 1 ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL：<https://www.web54.net>

ウェブ行使

STEP 2 「議決権行使コード」を入力してログイン

「議決権行使コード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。



STEP 3 「パスワード」を入力して次へ

「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。

STEP 4 画面の案内に従って賛否をご入力ください

パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

議決権行使のお取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- (2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- (3) インターネットを通じて議決権を行使する際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は、現本店が入居するオフィスビルの撤去に伴う退居のため、本店を移転することとしました。本店移転に伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都目黒区に変更するものです。

また、本変更の効力は、2025年度に開催される第13期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって発生するものとし、この旨を明確にするため附則を設けるものです。

(2) 経営の柔軟性を目的として、役付取締役についての定めを限定列挙から例示列挙に変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>渋谷区</u>に置く。</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>目黒区</u>に置く。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p><u>2 代表取締役は社長とする。</u></p> <p><u>3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 必要に応じて、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から社長、副社長、専務取締役及び常務取締役その他の役付取締役を選定することができる。</u></p>
<p>附 則</p> <p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p>(本店の所在地)</p> <p><u>定款第3条 (本店の所在地) の変更は、2025年度に開催される第13期定時株主総会までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>

第2号議案

監査等委員でない取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役7名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ迅速な意思決定を行うため、3名減員し、監査等委員でない取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社では、取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置しており、取締役会は、指名諮問委員会に諮問した上で取締役候補者を決定しています。また、監査等委員会は、各候補者が当社の取締役として適任であると判断しています。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役在任年数 (本総会終結時)	2024年9月期の 取締役会出席状況
1	なか やま りょう た ろう 中山 亮太郎	代表取締役社長	11年7か月	100% (13回)
2	き うち ふみ あき 木内 文昭	取締役	11年7か月	100% (13回)
3	なか やま ごう 中山 豪	取締役	9年4か月	100% (13回)
4	かつ や ひさし 勝屋 久	社外取締役	6年9か月	100% (13回)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

なか やま

りょう た ろう

中山

亮太郎

(1982年4月11日生)

所有する当社の株式数…444,500株
担当……………生態系事業本部

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2006年4月 株式会社サイバーエージェント入社
2010年10月 株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ出向
2013年5月 当社代表取締役社長（現任）
2018年6月 一般社団法人ベンチャー型事業承継 理事（現任）

取締役候補者とした理由

中山亮太郎氏は、2013年5月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、Makuakeの事業展開をはじめ、当社の企業価値の向上に貢献しています。今後も、同氏がもつ創業者としての理念とリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2



再任

き うち

ふみ あき

木内

文昭

(1979年2月19日生)

所有する当社の株式数…256,000株
担当……………コーポレート本部

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2002年4月 株式会社リクルートスタッフィング入社
2007年10月 株式会社イノベーション入社
2009年1月 株式会社サイバーエージェント入社
2013年5月 当社取締役（現任）
2023年4月 経済同友会 幹事（現任）

取締役候補者とした理由

木内文昭氏は、2013年5月の当社設立以来、共同創業者として、またMBA修了に伴い培った見識により新規事業開発部門、経営管理部門及びデータ戦略部門の担当役員として成長をけん引してきました。今後も、事業部門及びコーポレート部門において同氏の豊富な経験と高い見識により、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3



再任

なか やま

中山

ごう

豪

(1975年11月2日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
担当…………… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1998年4月 住友商事株式会社入社
1999年8月 株式会社サイバーエージェント入社
2003年12月 同社取締役
2006年4月 同社常務取締役
2015年7月 当社取締役（現任）
2020年10月 株式会社サイバーエージェント 取締役 専務執行役員（現任）
2021年7月 株式会社リアルゲイト 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

中山豪氏は、2013年5月の当社設立以来、上場企業及びインターネット事業会社経営における専門的な知識や深い経験を活かし、取締役として当社の経営及び財務に対する助言及び意見をいただいています。当社の経営体制の更なる強化のために、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4



再任

社外

独立

かつ や

勝屋

ひさし

久

(1962年4月11日生)

所有する当社の株式数…………… 500株
担当…………… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1985年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2000年4月 IBM Venture Capital Group パートナー日本代表
2010年8月 勝屋久事務所設立 代表（現任）
2010年10月 株式会社クエストラ 社外取締役（現任）
2012年11月 ビジネス・ブレイクスルー大学 客員教授（現任）
2014年3月 株式会社アカツキ 社外取締役（現任）
2014年5月 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス復興会議 理事（現任）
2018年3月 当社社外取締役（現任）
2018年4月 エーゼロ株式会社（現：株式会社エーゼログループ） 社外取締役（現任）
2023年12月 ジョフロ株式会社 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

勝屋久氏は、外部の豊富な経験と見識による経営戦略並びに経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的として、社外取締役候補者としています。特に、組織開発や企業文化における知見及び外部での豊富な経験と高い見識・専門性から、監督、助言をいただいています。また、指名諮問委員及び報酬諮問委員として取締役の評価・報酬の審議やコーポレート・ガバナンス体制の向上にも関与しています。当社の経営体制の更なる強化のため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中山亮太郎氏、木内文昭氏及び中山豪氏の過去10年間及び現在の親会社及び当該親会社の子会社における業務執行者としての地位及び担当については、「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」に記載のとおりです。
3. 社外取締役候補者勝屋久氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって6年9か月です。
4. 勝屋久氏は社外取締役候補者であり、当社は、勝屋久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。本議案が承認され、勝屋久氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており保険料は全額会社負担としています。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
6. 当社は、勝屋久氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しています。また、勝屋久氏の再任が承認された場合、当社は勝屋久氏を引き続き独立役員とする予定です。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社では、取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置しており、取締役会は、指名諮問委員会に諮問した上で取締役候補者を決定しています。また、本議案については、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏名		当社における 地位	取締役在任年数 (本総会終結時)	2024年9月期の 取締役会出席状況
1	あし だ 芦田	ち あき 千晶	再任 社外 独立 社外取締役 (常勤監査等委員)	2年	100% (13回)
2	くし だ 串田	のり あき 規明	再任 社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	4年	100% (13回)
3	おお やま 大山	はる き 陽希	再任 社外 独立 社外取締役 (監査等委員)	4年	100% (13回)

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者
番号

1



再任

社外

独立

あしだ
芦田

ちあき
千晶

(1967年9月23日生)

所有する当社の株式数……………0株
担当……………—

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1990年4月 住友信託銀行株式会社（現：三井住友信託銀行株式会社）入社
2000年10月 中央青山監査法人入所
2007年8月 新日本監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
2007年12月 公認会計士登録
2020年11月 株式会社サイトビジット（現：freeeサイン株式会社）常勤監査役
2021年5月 株式会社デルタ 監査役
2022年12月 当社社外取締役（常勤監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

芦田千晶氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

候補者
番号

2



再任

社外

独立

くしだ
串田

のりあき
規明

(1975年11月11日生)

所有する当社の株式数……………0株
担当……………—

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2004年10月 株式会社シーイー・モバイル（現：株式会社CAM）入社
2014年12月 弁護士登録
加藤・西田・長谷川法律事務所入所
2017年2月 法律事務所スタートライン 代表（現任）
2017年4月 当社社外監査役
2018年10月 株式会社東京通信（現：株式会社東京通信グループ）社外監査役
2020年12月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2022年3月 株式会社東京通信（現：株式会社東京通信グループ）社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

串田規明氏は、弁護士として高い専門性をもつほか豊富な経験と高い見識を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

候補者
番号

3

おお やま はる き
大山 陽希 (1978年9月29日生)

所有する当社の株式数…………… 0株
担当…………… —



再任

社外

独立

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2001年4月 株式会社ヤナセ入社
2005年12月 監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所
2014年1月 **大山総合会計事務所 代表（現任）**
2014年6月 ユナイテッド&コレクティブ株式会社 社外監査役
2017年4月 当社社外監査役
2018年10月 株式会社アイデンティティー 監査役
2018年12月 株式会社はなまる 監査役
2020年12月 **当社社外取締役（監査等委員）（現任）**

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大山陽希氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して引き続き監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏は現に当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって芦田千晶氏が2年、申田規明氏及び大山陽希氏が4年です。
 3. 芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏は社外取締役候補者です。当社は、芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。本議案が承認され、芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定です。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており保険料は全額会社負担としています。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
 5. 当社は、芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏を東京証券取引所に独立役員として届け出しています。また、芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏の再任が承認された場合、当社は芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏を引き続き独立役員とする予定です。

第4号議案

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

当社は、現在生じている繰越利益剰余金の欠損額を補填し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損額に充当することにつき、ご承認をお願いするものです。

なお、本議案は、「純資産の部」における勘定の振り替えであり、純資産額及び発行済株式総数並びに1株当たり純資産額に変更が生じるものではありません。

1. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

1,306,444,058円

(2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の額1,306,444,058円の全額を欠損填補に充当する目的で、その他資本剰余金に振り替えます。

2. 剰余金の処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1.の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金の全額を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当します。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 1,306,444,058円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,306,444,058円

3. 準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日

2024年12月12日（予定）

以上

(ご参考)

取締役のスキルマトリックス (本総会にて各候補者が選任された場合)

氏名	当社における地位	企業経営	財務・会計・IR	法務・リスクマネジメント	グローバル事業	マーケティング・PR	営業・業務提携	新機能・サービスプロデュース	テクノロジー・データ活用	人事・企業文化創出	ESG・サステナブル
中山 亮太郎	代表取締役	○	○		○			○		○	
木内 文昭	取締役	○	○	○		○	○	○	○	○	
中山 豪	取締役	○	○	○							
勝屋 久	取締役 (独立社外)	○								○	○
芦田 千晶	取締役 (独立社外)		○								
串田 規明	取締役 (独立社外)			○							
大山 陽希	取締役 (独立社外)		○								

事業報告 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

1 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「生まれるべきものが生まれ 広がるべきものが広がり 残るべきものが残る世界の実現」というビジョンのもと、「世界をつなぎ、アタラシイを創る」をミッションに掲げ、世にない新しいものを提供するプロジェクト実行者（事業者）と新しいものや体験を作り手の想いや背景を知った上で応援の気持ちを込めて購入するプロジェクトサポーター（生活者）をつなぐ応援購入サービスMakuakeを運営しています。

また、付随サービスとして企業等が有する研究開発技術を活かした新事業の創出をサポートするMakuake Incubation StudioやMakuakeにおける応援購入金額の拡大をサポートする広告配信代行、プロジェクト終了後ECサイトにて継続販売するMakuake STORE、海外からの応援購入を受け付けるECサイトMakuake Global、全国各地の様々な業態のパートナー企業と連携しMakuake発の商品をリアル店舗で展示・販売するMakuake SHOP等を提供しています。

当事業年度（2023年10月1日～2024年9月30日）におけるわが国経済は、雇用や所得環境に対する各種政策効果もあり、個人消費の緩やかな回復が続いていました。しかしながら、円安や国際情勢による原材料価格の上昇、供給面での制約等に起因する物価上昇が続いていることが影響し、個人消費に足踏みがみられています。また、日米金利差の拡大や世界的なインフレの継続及び日銀の金融政策による金利上昇等によって経済の回復ペースが鈍化していることから中小企業にとっては厳しい状況が続いており、依然として先行きは不透明な状況となっています。なお、2024年1月の能登半島地震が経済に与える影響についても十分留意が必要です。

当社を取り巻く市場環境としては、新型コロナウイルス感染症に関する各種制限が解除されてから始まったオフラインを中心とするリ・オープニング（経済再開）が体験への消費、中でも旅行、イベント参加、飲食等に強くみられ、この流れは当事業年度において継続していました。

このような状況のもと、当事業年度は第2四半期累計期間までリピート実行者及びリピートサポーター向けの各種施策を、第3四半期から優良な新規及びリピート実行者の獲得を中心とした各施策を展開し、プロジェクト掲載開始数の拡大よりも1プロジェクト当たりの単価の向上に注力してきました。

プロジェクト実行者向けには、良質なプロジェクトの創出を促すため、優良新規顧客の獲得及び優良リピート実行者との継続的な接点づくりを進めるとともに、目標の応援購入金額が大きいプロジェクトを中心に広告配信を通じた応援購入金額の拡大やクーポンを活用した応援購入の促進のような各種付随サービスを活用した単価向上のサポートを強化しました。また、全てのプロジェクトにおいて応援購入金額を伸ばす上で非常に重要な初日の応援購入金額を最大化するためにキュレーターサポートの精度向上に注力しました。

他方、プロジェクトサポーター向けには、当社が定める基準に基づき認定した推奨実行者に付与する独自のマークやプロジェクトサポーターによるプロジェクト実行者評価をプロジェクトページに表示することでサポーターがより安心して応援購入を楽しめる環境を強化したことに加え、いち早く応援購入したいプロジェクトの開始通知を受け取れる機能をはじめ、Makuakeサイトのトップページのリニューアルやランキング専用ページの作成、プロジェクトサポーターの動きを分析し、おすすめのプロジェクトを表示する等、応援購入体験をより豊かにする新機能のリリースを継続しています。更に、プロジェクトサポーターのニーズに合わせたクーポンの配布やメールマガジンの配信等各種CRM施策を進めることでリピート応援購入を促しました。

これらの施策により1プロジェクト当たりの単価は予想を上振れて伸びましたが、円安、物価高等の外部要因及びプロジェクト獲得体制に関する課題が続いた内部要因によりプロジェクト掲載開始数が予想より伸びず、応援購入総額は前年同期比5.8%減少の16,588,533千円となりました。また、応援購入総額に8月から適用している安心システム利用料を合算した取扱高は16,637,373千円となりました。

販管費については、広告宣伝費を中心に社内ROI基準に基づくコントロールを徹底し、不要なコストを積極的に精査すると同時に、費用対効果の向上を図ってきました。

その結果、当社の当事業年度における売上高は3,652,808千円（前事業年度比4.1%減）、営業損失は62,640千円（前事業年度は営業損失489,032千円）、経常損失は60,223千円（前事業年度は経常損失482,471千円）、当期純損失は103,603千円（前事業年度は当期純損失491,076千円）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において381,136千円の設備投資を実施しました。設備投資の主な内訳は、Makuakeサービスの新機能の追加のための開発に伴うソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の378,842千円です。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、総額18,540千円の資金調達を行っています。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

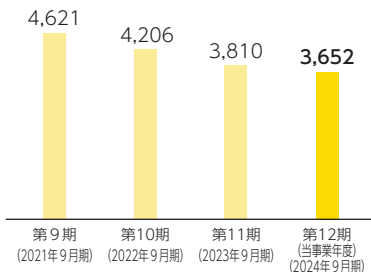
記載すべき重要な事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

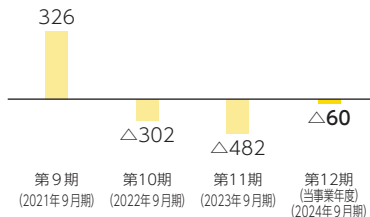
記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

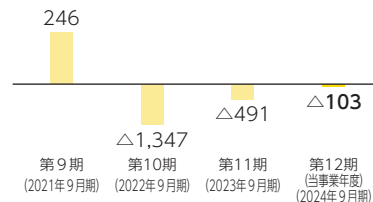
売上高 (単位：百万円)



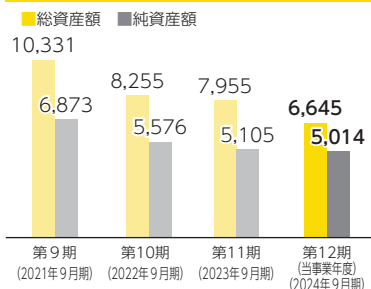
経常損益 (単位：百万円)



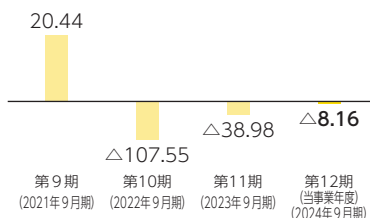
当期純損益 (単位：百万円)



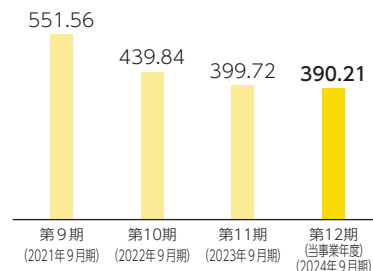
総資産額/純資産額 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第9期 (2021年9月期)	第10期 (2022年9月期)	第11期 (2023年9月期)	第12期 (当事業年度) (2024年9月期)
売上高	(千円)	4,621,419	4,206,839	3,810,185	3,652,808
営業損益	(千円)	329,101	△324,080	△489,032	△62,640
経常損益	(千円)	326,089	△302,562	△482,471	△60,223
当期純損益	(千円)	246,642	△1,347,356	△491,076	△103,603
1株当たり当期純損益	(円)	20.44	△107.55	△38.98	△8.16
総資産額	(千円)	10,331,547	8,255,134	7,955,211	6,645,875
純資産額	(千円)	6,873,332	5,576,349	5,105,816	5,014,519
1株当たり純資産額	(円)	551.56	439.84	399.72	390.21

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2024年9月30日現在)

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率 (%)	当社との関係
株式会社サイバーエージェント	7,440	51.03	役員の兼任 データ分析ツールの運用業務 広告・プロモーション業務

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

2024年9月期において、当社と親会社グループとの主要な取引は以下のとおりです。

親会社との取引のうち、「広告・プロモーション業務」は、Makuakeにおける応援購入金額の拡大を目的とした広告配信代行サービスの業務を委託しています。

上記取引のうち継続する取引については、適正な取引条件の確保に努めています。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① プロジェクト実行者及びプロジェクトサポーターのリピー特利用の向上

当社が成長を維持するためには、より多くのユーザーが継続的に利用しているプラットフォームであり続けることが重要であると認識しています。プロジェクト実行者に対しては、プロジェクト掲載における満足度を高めていくとともに、プロジェクト終了後も振り返り等を通じて継続的にコミュニケーションをとり、次の新商品や新サービスの構想を支援することでプロジェクト実行者のリピー特利用を促していきます。プロジェクトサポーターに対しては、質がよく、魅力あるプロジェクトの掲載を続け、応援購入のマイナス体験を可能な限りゼロにし、体験向上を図るとともに、クーポンやメールマガジンをはじめとする各種CRM施策に加え新機能開発を進め、繰り返しプラットフォームを利用したくなる仕組みを作ることでプロジェクトサポーターのリピー特利用を促進していきます。

② 優秀な人材の確保と育成

当社が今後も継続的に成長するためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しています。特にキュレーター人材及び審査人材は質の高いプロジェクトの掲載において非常に重要であり、キュレーター部門のプロジェクトコンサルティング体制及び審査部門のプロジェクト審査体制は他社が短期間で真似することのできない大きな参入障壁になっているため、当該部門の人材を確保し、育成することは当社の

人的資本の蓄積につながると考えています。引き続き適切な採用活動を行い、優秀な人材を確保していくとともに、社内における教育体制の強化に取り組んでいきます。

③ 審査強化、モニタリング体制及び返金制度によるトラブル発生防止への対応

当社は、不適切なプロジェクトによるトラブルの発生を防止し、プロジェクトサポーターが安心して利用できるプラットフォームの体制を持続することが重要な課題であると認識しています。そのため、プロジェクト掲載前の事前の審査体制、プロジェクト掲載から送付までのモニタリング体制及び一定期間内にリターンが未着であり、かつプロジェクト実行者から返金されない場合における当社からの返金制度を構築し、トラブル発生防止に努めています。

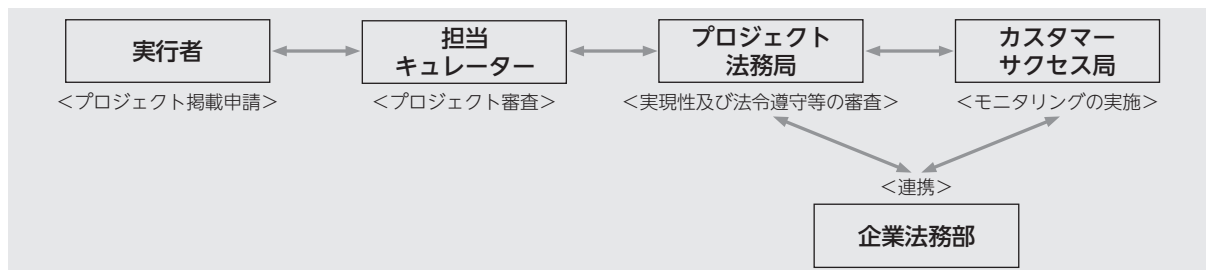
事前の審査においては、担当キュレーターにおけるプロジェクトチェック体制に加え、プロジェクト法務局の審査専門チームによる審査を合わせて実施しています。審査においては、Makuake基本方針及びMakuake品質基準を定め、プロジェクト掲載基準を明確にするとともに、審査項目として、社内ガイドライン・マニュアル等を整備し、全プロジェクトをカテゴリー別の審査項目に基づき、実現性や法令遵守、プロジェクト実行者の評価、リターンにかかる実現可能性等に留意した審査・チェックを実施することにより、プロジェクトが適切に実行されないリスクの低減に努めています。

プロジェクト掲載から送付までの状況については、カスタマーサクセス局においてモニタリングを実施し、案件に応じてプロジェクト法務局及び企業法務部に連携することにより、配送が適切に実行されないリスク低減に努めています。

加えて、2024年8月1日以降開始のプロジェクトについては、一定期間内にリターンが未着であり、かつプロジェクト実行者から返金されない場合において、当社からプロジェクトサポーターに対して応援購入額相当額が返金される返金制度を構築し、トラブル防止を図っています。

上記審査体制、モニタリング体制及び返金制度については、今後も改善に努め、トラブル発生防止に注力していく方針です。

(2024年9月期審査・モニタリング体制図)



④ 業務の効率化

④-1 プロジェクト審査の効率化

当社は、不適切なプロジェクトによるトラブルの発生を防止し、ユーザーが安心して利用できるプラットフォームであり続けるために、プロジェクトの審査体制を構築し継続的な改善に努めています。そのため、常にプロジェクトの審査項目や体制を改善し続けており、審査を強化することによる審査工数の増加はプロジェクト審査を担当するプロジェクト法務局のみならず、コンサルティングを行うキュレーション局の生産性に影響を与える重要な課題であると認識しています。プロジェクト法務局は、審査項目の見直しを行う際にキュレーション局をはじめとする関連部署全体の業務フローを検討し、定型化・システム化が可能な部分についてはフォーマットの運用や開発本部との連携を行うことにより審査工数の増加を最小限に抑える調整をしています。引き続き、効率的なプロジェクト審査体制の強化に取り組んでいきます。

④-2 オペレーションシステム開発の強化による効率化

当社は、プロジェクト実行者が利用する各種システムや社内オペレーションシステム等の整備・強化が重要な課題であると認識しています。各種オペレーション関連システムを整備・強化し、プロジェクト実行者における利便性向上や自動化機能の拡充を図るとともに社内業務の効率向上を目的とした社内オペレーションシステムの整備・強化に投資をしていきます。

⑤ サービスシステム開発への投資

当社は、MakuakeのWEB及びアプリサービスにおける新機能開発やMakuake関連サービスのシステム開発が重要な課題であると認識しています。引き続き、Makuakeを中心とした関連サービスのシステム開発に投資を進め、Makuakeの生態系拡大を図っていきます。

⑥ 集客のための広告投資

当社の更なる成長のためには、Makuakeの認知度向上やブランド力強化が重要な課題であると認識しています。そのため、今後も適切な広告手段を活用した継続的な広告投資を推進し、プロジェクト実行者及びプロジェクトサポーターの獲得に取り組んでいきます。

⑦ メディア力強化及びマッチング力強化

新商品や新サービスに特化したマーケットプレイスであるMakuakeは、新商品や新サービスに関する情報が集まっているメディアとして多くのプロジェクトサポーターやメディア関係者に認識され、毎日訪れるメディアとしても利用されています。単純にものを買う場所としてではなく、毎日訪れ、楽しむ中で応援購入してもらうために、Makuakeのメディア力強化及びマッチング力強化が重要な課題であると認識しています。引き続き、まだ一般流通に出回る前の良質な新商品や新サービスの発掘、掲載を継続し、プロジェクトを通じてMakuakeを訪れたユーザーに良質な情報を提供することでメディア力を強化すると同時に、検索機能やレコメンド機能、サイトのUI（ユーザーインターフェイス）及びUX（ユーザーエクスペリエンス）

等の機能改善、新機能開発を進め、ユーザーの趣味嗜好に合った新商品や新サービスとのマッチング精度を上げていきます。

⑧ エリア展開の強化

現在、当社は東京本社以外に、大阪府、石川県、愛知県、広島県、福岡県及び韓国ソウルに拠点を構えています。国内外における事業者へのリーチ及びプロジェクト実行者との連携を強化するために拠点の更なる増設が重要な課題であると認識しています。今後は、国内及び海外に新たな拠点を構え、事業者へのブランド認知向上に注力するとともに掲載プロジェクトの更なる拡大に取り組んでいきます。

⑨ システムの安定性確保

当社はインターネットを通じてサービスを提供しており、システムの安定的な稼働及び何らかの不具合が発生した際の適切な対応が重要であると考えています。今後も事業規模の拡大に応じ適切な開発投資を行い、システムの整備・強化を進め、システムの安定性確保に努めていきます。

⑩ 情報管理体制の強化

当社は、個人情報保有しており、また顧客企業の新商品や新技術等の機密情報を取り扱うこともあるため、情報管理が重要な課題であると認識しています。今後も引き続き、社内規程の厳格な運用、役職員に対する定期的な社内教育の実施と同時に、セキュリティシステムの整備・強化に取り組み、より強固な情報管理体制の運用徹底を図っていきます。

⑪ 内部管理体制の整備

当社の更なる成長のためには、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しています。今後も事業上のリスクを適切に把握・分析した上で、社内諸規則や各種マニュアルの整備、社内教育の充実等、適正な内部管理体制の整備に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業内容	主な商品
応援購入サービス事業	アトラシイものや体験の応援購入サービス「Makuake」の運営

(6) 主要な拠点等 (2024年9月30日現在)

当社	本社：東京都渋谷区
	営業所：石川県金沢市
	営業所：愛知県名古屋市
	営業所：大阪府大阪市
	営業所：広島県広島市
	営業所：福岡県福岡市
	営業所：大韓民国ソウル特別市

(7) 従業員の状況 (2024年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減
165名 (6名)	△26名 (△3名)

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 39,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,726,520株
- ③ 株主数 10,050名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社サイバーエージェント	6,485,000	50.96
中山亮太郎	444,500	3.49
木内文昭	256,000	2.01
KSK ANGEL FUND, LLC	228,100	1.79
長谷川佳奈	223,500	1.76
楽天証券株式会社	207,600	1.63
株式会社SBI証券	136,857	1.08
MSIP CLIENT SECURITIES	86,270	0.68
今秀信	83,200	0.65
JPモルガン証券株式会社	67,402	0.53

(注) 1. 発行済株式の総数は自己株式数180株を除いています。また、株主数は自己名義を除いています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	
発行決議日		2017年4月12日	
新株予約権の数(個)		11(注)1	
新株予約権の目的となる株式の種類と数(株)		普通株式	22,000(注)1
新株予約権の行使時の新株予約権1個当たりの払込金額(円)		206(注)2	
新株予約権の権利行使期間		自 2019年4月14日 至 2027年4月11日	
新株予約権の主な行使の条件		新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社における取締役又は従業員の地位にあることを要する。	
役員の保有状況	取締役(監査等委員を除く)	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 11個 目的となる株式数 22,000株 保有者数 1名
		社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	取締役(監査等委員)	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	

(注) 1. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て)、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合比率}$$

また、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合は「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を助案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権の割当を受けた者が、当会社における取締役又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有している新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

記載すべき重要な事項はありません。

③ その他の新株予約権等の状況

	第1回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日	2017年4月12日	2020年2月25日
新株予約権の数(個)	22(注)1	31,300(注)1
保有人数(名)	3	10
新株予約権の目的となる株式の種類と数(株)	普通株式 44,000(注)1	普通株式 31,300(注)1
新株予約権の行使時の新株予約権1個当たりの払込金額(円)	206(注)2	3,487(注)2
新株予約権の権利行使期間	自 2019年4月14日 至 2027年4月11日	自 2023年4月1日 至 2030年2月24日
新株予約権の主な行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社における取締役又は従業員の地位にあることを要する。	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社における取締役又は従業員の地位にあることを要する。

(注) 1. 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1株未満の端数は切捨て、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合比率}$$

また、当社が、資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を助案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、本新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 当社が当社普通株式について株式分割又は株式併合を行う場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が調整前行使価額を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合は「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。更に、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされた時は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
 - ② 新株予約権の割当を受けた者が、当会社における取締役又は従業員の地位を失った場合には、当社は当該取締役又は従業員の地位を失った者が有していた新株予約権の全部につき無償で取得することができる。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山 亮太郎	生態系事業本部	一般社団法人ベンチャー型事業承継 理事
取締役	坊垣 佳奈 (戸籍上の氏名： 長谷川 佳奈)	プロジェクト推進本 部 サービスグロス本 部	情報経営イノベーション専門職大学 客員教授 ENECHANGE株式会社 社外取締役 サツドラホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	木内 文昭	コーポレート本部	経済同友会 幹事
取締役	生内 洋平	開発本部	—
取締役 (非常勤)	中山 豪	—	株式会社サイバーエージェント 取締役 専務執行役員 株式会社リアルゲイト 取締役
社外取締役	勝屋 久	—	勝屋久事務所 代表 株式会社クエストラ 社外取締役 ビジネス・ブレークスルー大学 客員教授 株式会社アカツキ 社外取締役 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス復興会議 理事 株式会社エーゼログループ 社外取締役 ジオフラ株式会社 社外取締役
社外取締役	馬淵 邦美	—	ディップ株式会社 社外取締役 一般社団法人Metaverse Japan 共同代表理事 ポート株式会社 社外取締役 (監査等委員) 一般社団法人Generative AI Japan 理事 AI for U 株式会社 代表取締役
社外取締役 (常勤監査等委員)	芦田 千晶	—	—
社外取締役 (監査等委員)	申田 規明	—	法律事務所スタートライン 代表 株式会社東京通信グループ 社外取締役 (監査等委員)
社外取締役 (監査等委員)	大山 陽希	—	大山総合会計事務所 代表

- (注) 1. 取締役の勝屋久氏、馬淵邦美氏、芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏は、社外取締役です。
2. 監査等委員である取締役の芦田千晶氏及び大山陽希氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 監査等委員である取締役の申田規明氏は弁護士資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、社外取締役の勝屋久氏、馬淵邦美氏、芦田千晶氏、申田規明氏及び大山陽希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 当社は、常勤役員会等定時のガバナンス体制強化のために、芦田千晶氏を常勤監査等委員に選定しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としています。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づき保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、取締役（監査等委員）、執行役員、会社法上の重要な使用人、社外派遣役員、これらの相続人及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の職務執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（但し、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により補填することとしています。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、個人の業績指標（KPI）、他社の水準、当社の全体の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

b. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役に対して、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるため、非金銭報酬等として譲渡制限株式又はストック・オプションを付与するものとします。非金銭報酬等については、役位、職責、個人の業績指標（KPI）、他社の水準、当社の全体の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案してその支給の有無、額及び数を決定の上、支給するものとします。

c. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬としての毎月の固定報酬の支給を原則としつつ、役位、職責、社会情勢等の考慮要素を踏まえ、非金銭報酬等の割合を決定します。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重するものとします。なお、非金銭報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

e. その他重要な事項

当社は、報酬諮問委員会を設置しており、報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役から選任される3名以上の委員で構成され、うち半数以上は社外役員とすることと定めています。報酬諮問委員会は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としています。取締役の報酬を決定するにあたっては、一般株主の利益保護の視点からの意見を多方面から得るため、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の報酬を決定するものとします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	99,350 (10,300)	98,585 (9,600)	— (—)	765 (700)	7 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	13,715 (13,715)	13,680 (13,680)	— (—)	35 (35)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	113,065 (24,015)	112,265 (23,280)	— (—)	800 (735)	10 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2020年12月10日開催の第8期定時株主総会において、年額20,000万円以内（うち、社外取締役年額1,200万円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年12月10日開催の第8期定時株主総会において、年額1,500万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。
3. 取締役会は代表取締役社長中山亮太郎氏に対し、監査等委員でない各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、決定に際しては、半数以上が社外役員とする任意の報酬諮問委員会における答申の内容を尊重することとしています。
4. 非金銭報酬等の内容は、当社の譲渡制限付株式です。譲渡制限付株式については、2020年12月10日開催の第8期定時株主総会において、監査等委員でない社外取締役に対して付与するために支給する金銭報酬の総額を年額2,000万円以内と決議しています。当該株主総会終結時点の監査等委員でない社外取締役の員数は2名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	勝屋 久	勝屋久事務所 代表 株式会社クエストラ 社外取締役 ビジネス・ブレイクスルー大学 客員教授 株式会社アカツキ 社外取締役 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス復興会議 理事 株式会社エーゼログループ 社外取締役 ジオフラ株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役	馬淵 邦美	ディップ株式会社 社外取締役 一般社団法人Metaverse Japan 共同代表理事 ポート株式会社 社外取締役 (監査等委員) 一般社団法人Generative AI Japan 理事 AI for U 株式会社 代表取締役	特別の関係はありません。
取締役 (常勤監査等委員)	芦田 千晶	—	—
取締役 (監査等委員)	申田 規明	法律事務所スタートライン 代表 株式会社東京通信グループ 社外取締役 (監査等委員)	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	大山 陽希	大山総合会計事務所 代表	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 勝屋 久	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席しています。取締役会では主に組織開発や企業文化における知見及び外部での豊富な経験と高い見識・専門性から、積極的に意見を述べており、特に組織の在り方及び従業員エンゲージメントについての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しています。
取締役 馬淵 邦美	当事業年度に開催された取締役会全13回のうち12回に出席しています。取締役会では主にマーケティングにおける知見及び事業会社での豊富な経験と高い見識・専門性から、積極的に意見を述べており、特にマーケティングについての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
取締役（常勤監査等委員） 芦田 千晶	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全13回に出席しています。主に財務や会計における知見及び公認会計士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特に、常勤役員としても、常勤役員会において財務及び会計についての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
取締役（監査等委員） 申田 規明	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全13回に出席しています。主にリスクやトラブルにおける知見及び弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特にリスクマネジメントについての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
取締役（監査等委員） 大山 陽希	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全13回に出席しています。主に財務や会計における知見及び公認会計士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特に決算期における財務及び会計についての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。

(4) 会計監査人の状況

① **名称** 有限責任監査法人トーマツ

② **報酬等の額**

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、取締役、コーポレート本部及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けるほか、前事業年度の監査計画及び監査の遂行状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

③ **非監査業務の内容**

該当事項はありません。

④ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

⑤ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

⑥ **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	5,645,513
現金及び預金	3,958,004
プロジェクト預り用預金	1,103,548
売掛金	420,701
前払費用	63,518
その他	107,023
貸倒引当金	△7,282
固定資産	1,000,362
有形固定資産	3,911
建物	15,214
減価償却累計額	△15,214
建物（純額）	—
工具、器具及び備品	33,500
減価償却累計額	△29,588
工具、器具及び備品（純額）	3,911
無形固定資産	800,033
ソフトウェア	644,181
ソフトウェア仮勘定	155,851
投資その他の資産	196,417
投資有価証券	51,346
出資金	330
敷金及び保証金	81,223
繰延税金資産	63,517
その他	7,537
貸倒引当金	△7,537
資産合計	6,645,875

科目	金額
負債の部	
流動負債	1,581,841
未払金	266,824
未払費用	78,542
未払法人税等	35,451
預り金	1,110,474
前受金	7,031
その他	83,516
固定負債	49,515
退職給付引当金	3,982
勤続インセンティブ引当金	45,532
負債合計	1,631,356
純資産の部	
株主資本	4,966,004
資本金	3,136,553
資本剰余金	3,136,553
資本準備金	3,136,553
利益剰余金	△1,306,444
その他利益剰余金	△1,306,444
繰越利益剰余金	△1,306,444
自己株式	△659
新株予約権	48,515
純資産合計	5,014,519
負債・純資産合計	6,645,875

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書 (2023年10月1日から2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	3,652,808
売上原価	875,335
売上総利益	2,777,472
販売費及び一般管理費	2,840,112
営業損失 (△)	△62,640
営業外収益	5,928
受取利息	8
受取配当金	22
講演料等収入	3,995
紹介手数料	693
その他	1,208
営業外費用	3,511
為替差損	1,586
株式交付費償却	1,924
経常損失 (△)	△60,223
特別利益	6,311
固定資産売却益	111
新株予約権戻入益	6,200
特別損失	78,240
投資有価証券評価損	78,240
税引前当期純損失 (△)	△132,152
法人税、住民税及び事業税	11,213
法人税等調整額	△39,763
当期純損失 (△)	△103,603

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年10月28日

株式会社マクアケ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 朽木 利 宏
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 寛
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マクアケの2023年10月1日から2024年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。更に、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年10月29日

株式会社マクアケ 監査等委員会
常勤監査等委員 芦田 千 晶 ㊟
(社外取締役)
監査等委員 串 田 規 明 ㊟
(社外取締役)
監査等委員 大 山 陽 希 ㊟
(社外取締役)

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂一丁目8番1号

赤坂インターシティAIR 4階

赤坂インターシティコンファレンス the AIR (2/3)

電話 03-5575-2201

交通

東京メトロ

銀座線
南北線

溜池山王駅

14番出口 より地下通路直結

9番出口 より徒歩約2分

千代田線
丸ノ内線

国会議事堂前駅

14番出口 より地下通路直結

9番出口 より徒歩約2分



※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。